

国会の活動を通して

参議院議員

清水澄子

1993.10.22. (1993年10月22日 東京)

アジア各地からご参加下さいましたみなさん、また同じ思いで参加された国内のみなさんと、文二回の討論の場がもたれたことを嬉しく思います。

私は女性運動の立場から国会活動にのぞんでおります。社会党には戦後補償対策特別委員会があり、竹村泰子さんと私はそのメンバーでもあります。しかし国会議員は、いろいろな団体やグループの要請をうけて政府に資料の提出を求めたり、陳情や要請行動の政府への窓口になるなど、市民や被害者の立場に立つ活動に力を入れています。私が「慰安婦問題」について国会で最初に質問したのは、1990年12月、以後3年間に9回にわたって質問を続けてまいりました。

90年、91年の段階では、日本政府は、軍の関与を認めませんでした。92年には資料が発見され、軍の関与を認めます。しかし強制連行を否定した報告を行ない、

国内外から抗議をうけて、今年の8月4日、宮沢政権最後の辻本外相河野官房長官の談話と2次報告書が出され、「慰安婦」の募集は慰安生活であり、すべてにわたって強制性と思われました。それに対して政府の姿勢をどのように表すか、また民間の力を得て調査を続けることを次期政権に引きつぐなど、追認の形などはいくつの変化がありました。

(1) しかし、質問を通じてみる政府の「慰安婦問題」に対する認識は、文1に慰安婦問題と戦争犯罪とを区別して見えていないという事です。今年3月23日の参議院予算委員会^{文1}で「総理、女性を性的な奴隷にした「慰安婦」というのは、戦争当時はもちろん、今日の国際法からみても「人道に対する罪」の犠牲者として認めなければ」と聞いたことに対して、宮沢総理は「人道に対する罪」というのはましかりませんのでお答えを正確にいたしたか」というものでした。

「人道に対する罪」というのは、ナチスドイツの戦争犯罪を裁いたニュルンベルグ戦争裁判と、日本を裁いた極東軍事裁判において戦争犯罪の1つとして定義されたものです。

それは戦時での殺戮、殲滅、奴隷的虐使、追放その他の非人道的行為を指しています。宮沢総理の答弁は、^{全く}誠意を欠いているばかりで、河野官房長官は「極東軍事裁判所では人道に対する罪で有罪にされた被告は存在しなかった」と答弁しました。

私は、従軍慰安婦は「人道に対する罪」であり、戦争犯罪であると思いますが、日本政府の認識は極東軍事裁判所では人道に対する罪で有罪にされた被告がいなかったことによって、~~日本軍~~、日本軍の行為を自ら免罪にしようとしているものです。

第二は、従軍慰安婦問題の政府の調査結果に見られる対応です。

それは8月4日の官房長官談話と2次報告書とを比較したもので、最も関係の深い警察の資料が1枚も出ていないことに日本の協力構造の事実をみることが出来ます。

また、官房長官談話では、強制刑を以て、女性の尊厳を著しく傷つけたとその名を国後というに過ぎないから、その強制的な状況というものは、国際法に照らし、どのような法律上の意味をもつ強制なのか、全く明らかではありません。

さらに「総じて本人たちの意思に反して行われた…」とありますが、総じてどのような意味なのか、明らかではありません。「どのような気持ちでどのような意図か」といふ点も、補償については具体的に触れておりません。サンフランシスコ条約、日韓、日米、日中条約等について解決済みと書いてあります。

とりわけ、政府の認識には、戦時において女性を性的奴隷として扱^{アヘン}女性に対する重大な人権侵害であったという認識を極力示してあり、この問題をどうにか取り上げようとしている。

私は、今年8月スイスのジュネーブで開催された国連人権委員会差別防止少数者保護小委員会にお席しました。そこで感じ^感に^感「従軍慰安婦問題」が女性に対する重大な人権侵害であるという認識が、国際社会の中に定着しつつあることです。

今年の6月ウィーンで開催された世界人権会議の「ライオン宣言」の「女性の平等の地位と権利」の項には「武力紛争

時の女性の人権侵害をとりあげ「組織的強姦、性的奴隷、強制妊娠を含む重大な女性の人権侵害についての効果的な対応」を求めています。^{しかし}日本政府代表は、国連創設以前の問題はとりあげてはならないと発言し、国際的な人権にかつていたことです。そこで私は^{8月の}国連人権委員会差別防止少数者保護小委員会の決議の採択に、日本が反NGOの行動に出ないよう小委員会に出席し、日本側委員の行動をチエックした。

偶然にも野党の立場から与党の立場になった偉大な成果だと思いますが、小委員会の「奴隷の現代的形態に関する決議」は日本委員も共同採章に力により採択されました。

この決議に注目した「従軍慰安婦」は奴隷の現代的形態の1つであり、「性的奴隷制」であるという認識であります。

このことは、私たちの「従軍慰安婦」問題にしっかりと向き合っていく極めて大切な考え方であり、女性の人権確立の大きな鍵と考える問題だと思っています。そうした意味においても、国連の場でのこのような認識を確立させてきた^{活動力}^{それは}国際的なNGOの活動と、韓国政府、北朝鮮の諸団体、フィリピンのタスクフォース等の被害者女性たちの活動でした。

したがって日本の社会にこうした問題意識をどのように定着させていけるか、日本の女性の運動の責任は大きいと思います。

私は、1昨日、外務委員会、8月25日の国連小委員会での決議には、――→ 強制連行による性的奴隷、とり

リ懸念事項は、重大な人権侵害であり、^{トイロ}現代的形態へと変化しているが、政府はどのように認識しているかと正しさを。と質問者は、チャベス特別報告者がそのようにして研究するために任命された決議で、研究の推移を国々をもつてみまわっていくというものでした。そこで私は重大な人権侵害という認識に立つのか、立てたのかと追及したところ、この決議は旧ユーゴスラビアの内戦であって、従軍慰安婦問題や強制連行の問題については直接的に言及はなされていない」というのが政府の認識でした。そしてチャベスさんには訪日すれば「協力する」と伝えていたという答弁があったので、これはチャベスさんはユーゴ内戦の調査に来日したのですね」と指摘されましたが、政府はぎろぎろの表情に立ち上り、なおかつ決議の出ている背景や人権規範から述べようとしておられます。私の次の質問は必ず「徹頭徹尾」ですが、日本政府は国連の加盟国に於いて胡言乱語をばかみでまわすことを甘くみてはならないと思います。

次に軍事郵便制度を初め普通郵便制度と元軍人軍属、公務員の将来の年金と年金や果ては、台湾についての件は、今年の年末に返答の結論を出すというのを6月7日の参院予算委員会における私の質問に於いて菅総理が約束しました。けれども、上乗せするかをいまだ検討中というが、必ずしも満足できる結果には程遠いと思いますが、4ヶ月間放置されてきた問題に1つ

の穴を空けたことは事実である。その他の国の人たちの返答や、原案を公開させるなど運動を振るう必要がある。

さて、3ヶ月内にわたって続いた自民党政権が、細川政権に変わり、総理は就任の記者会見で「第二次世界大戦は日本の侵略戦争であったことを認め、まじがった戦争であった」という見解を表明し、7代目の総理で初めて侵略戦争を認める発言を行なわれた。ところが、国会にかいておいては遺族団体や右翼的な文芸人や団体から激しい反発が起り、戦争犯罪や戦争責任を問う論議を一時にめまろとす力が強まっています。二に日本の本質が奥深くかくされておき、私たちの日本の運動の責任は重く思います。

したがって、私はこうした現状を打破するためにも、国会が侵略戦争の歴史を事実と大胆正直に認め、国際的な謝罪の決議を行ない、突破口をつくりたいと思います。

そして「慰安婦問題」や強制連行など、これまでに政府が行なってきた調査に加えて、国会の独自の調査を展開し、被害者に対する補償の道をきりひらかなければならないと思います。

そのために国会の制度として衆参両院に、特別委員会あるいは小委員会を設置し、国会の中で考査人や公聴会を開き、討論会をつくり出すことが先決です。しかしその実現もいまだに苦戦が起るため、私たちの運動にかかっています。

7
韓国対抗協のイ・ミギョンさんは

1. 日本の法的責任は被害者に対する補償の問題が強調され、責任者処罪はほんの度外視されている

その結果、強制慰安婦問題が戦争犯罪としての性格よりも、被害者に「金」の問題にすりかえられ賠償問題に化け、今後の責任者処罪問題を強調しない」と述べられたが、私はその発想の道徳性については、全く同意ですが、それは長期的な目標として、それぞれのグループや運動の中で討議を始めることも提案します。同時に当面としては生活困難な慰安婦の方の生活支援策も大切であること、裁判闘争や様々な運動を大切しながら運動力を強めたいと思います

2. また国連人権小委員会が特別報告者に任命されたリンダ・チャベスさんがアジア各地を調査する際、自国の政府に招せいをゆきかけ、具体的な日程をつくらなければならないこと、ではないでしょうか。同時にチャベスさんの報告書の内容を調べるために、私たち自身が質の高い資料の収集に努力を提供することも大切なことです

これは日本の植民地支配がもたらした侵略戦争が、女性の人権として生きた権利も、人格も否定し、女性を性的奴隷として扱った

8
最も典型的な政策が「従軍慰安婦問題」でありました。しかし、その意識構造や社会システムの切りかきなおす力は、今日でも女性の性的搾取や奴隷性を内包し、南北格差と経済格差、さらには自衛隊の海外活動に伴う共通の問題をおこしています。カンボジア虐殺の自衛隊員のイス・感等の問題は、変うぬ軍隊の姿を写し出しています。

私は国連人権委員会を動かし、差別防止少数者保護小委員会において決議を出させ、かたくなにその事実さえ認めようとしなかった日本政府の姿勢を変えさせる原動力になった「アジアの女性の連帯の力を確信させる」

1995年の北京における婦人会議に向けて、理論的、政策的、行動的な質の高さをあげていきたいと思います。